

2019 年 8 月 23 日

貸借取引参加者

貸借取引事務取扱責任者 殿

日本証券金融株式会社  
貸借取引部長 赤羽 淳

PTS（私設取引システム）向け貸借取引の取扱開始に伴う貸借取引の取扱いについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は 2019 年 8 月 23 日付社発第 T-233 号「PTS（私設取引システム）向け貸借取引の取扱開始に伴う貸借取引対象銘柄の選定等について」でご通知申し上げましたとおり、2019 年 8 月 26 日より PTS（私設取引システム）向け貸借取引の取扱いを開始いたします。

これに伴いまして、東証市場向け貸借取引における下記通知文記載の対象銘柄が PTS 向け貸借取引対象銘柄に該当する場合は、PTS 向け貸借取引においても東証市場向け貸借取引に準じた取扱いとさせていただきます。

なお、PTS 貸借取引対象銘柄は、各 PTS 運営業者により異なる場合がございますので、詳細は各 PTS 運営業者までご照会ください。

#### 記

「株式移転に伴う貸借銘柄の選定取消しおよび追加等について」（2019 年 8 月 9 日付社発第 T-214 号）

「株式交換に伴う貸借取引対象銘柄の選定取消し等について」（2019 年 8 月 15 日付社発第 T-220 号）<sup>(※1)</sup>

「貸借取引に係る株式分割による株式を受ける権利等の処理について」（2019 年 8 月 19 日付社発第 T-223 号）<sup>(※2)</sup>

「貸借取引に係る株式分割による株式を受ける権利等の処理について」（2019 年 8 月 21 日付社発第 T-228 号）<sup>(※2)</sup>

以 上

---

(※1) 残高継続の取扱いにつきまして、東証および PTS の市場毎（「顧客取引分」および「自己取引分」別）の貸借取引残高がそれぞれ最低単位株数の整数倍となるように調整する申込みを行ってください。

(※2) 権利入札は東証および PTS 市場における各市場の貸借取引残高を合算し、合算後の差引残高に対し行います。